## 様式第1(第1条関係)

## 事業継続力強化支援計画に係る認定申請書

2022年1月25日

徳島県知事 殿

徳島県板野郡松茂町広島字東裏 32 番地 5 松茂町商工会 会長 小林 通伸

徳島県板野郡松茂町広島字東裏 30 番地 松茂町長 吉田 直人

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第1項の規定に基づき、別紙の 計画について認定を受けたいので申請します。

## (備考)

- 1 申請者名は、事業継続力強化支援計画を共同して作成する全ての商工会又は商工会議所及び関係市町村の住所、名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

認定を受けようとする計画に係る情報の提供及び助言を行う商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員の氏名: 道上 幸将

#### 事業継続力強化支援事業の目標

#### I 現状

## (1)地域の災害リスク

松茂町は、徳島県の東北端、一級河川旧吉野川の河口部にあり、板野郡東端の町として、北は鳴門市、南は徳島市、西は北島町に隣接している。

面積は14.24 km、人口は14,818人(令和3年10月1日現在)で、ほぼその全域が吉野川形成による沖積低平地である。徳島県臨海地帯の中でも陸地化が遅れた地域で、宅地化や商工業化の進んだ地区では海抜+2.0m 前後、農耕地で海抜+1.0m 前後となっており、地形傾斜は0°~3°と非常に緩く、南海トラフにおける地震時等の地震・津波被害の危険性が憂慮される。

また、松茂町はわが国第一級の活断層である中央構造線の南方に位置し、同構造線の伏在断層上に松茂町の低平地が形成されている。したがって厚い土砂層が深部にまで及ぶ、典型的な軟弱地層といえ、砂質土層主体部では、地下水の変動によって、常に地盤沈下の恐れを有した地盤であるとともに、地震動による液状化被害の危険性もある。

地形区分面積及び表層地質分布面積並びに松茂町内を流れる河川は下表のとおりである。松茂町は各種河川が縦横に走り、水防面でも極めて危険な区域と想定される。

地形区分面積		表層地質分布面積	
三角州	10 km²	未固結堆積物(砂)	1 km²
自然堤防・砂州	$1 \text{ km}^2$	未固結堆積物(泥)	10 km²
その他	2.1 km²	その他	2. 1 km²

河川名	級区分	上流端	下流端	延長
旧吉野川	一級河川	吉野川からの分派点	河口まで	24,800m
今切川	"	旧吉野川からの分派点	JJ	11,650m
鍋川	"	JJ	今切川への合流点	1,360m
大谷川	"	鳴門市大麻町	旧吉野川への合流点	11,800m
喜来中須入江川	11	松茂町中喜来	"	1,030m

### 【洪水による被害】

松茂町のハザードマップによると、吉野川及び旧吉野川・今切川のいずれの氾濫においても、町内全域で 0.5m~3.0m の浸水が予想されている。

## 【津波による被害】

松茂町のハザードマップによると、町内全域が津波浸水地域となっており、南海トラフ巨大地震が発生した場合、松茂町東部沿岸部の長原地区全域及びその他の地域の海抜が低い土地では 3.0m~5.0mの水位になると予想されており、それ以外の地域でも 0.5m~3.0m が予想されている。

## 【地震による被害】

松茂町は、政府地震調査研究推進本部による「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」に指定され、今後30年以内にマグニチュード8~9クラスの地震が70%~80%の確率で発生するとされている。

# (2) 商工業者の状況

- ・商工業者数 494人
- 小規模事業者数 422 人

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考
建設	49	41	町内に広く分布している。
製造	63	53	町北東部工業団地内及び周辺に多い。
卸・小売	200	180	町内に広く分布している。
飲食・宿泊	44	35	国道28号沿線を中心に分布している。
サービス	96	80	町内に広く分布している。
その他	42	33	

※令和3年度商工会実態調査より

### (3) これまでの取組

## 1) 松茂町の取組

- ・地域防災計画の策定
- ・地震津波防災計画の策定
- ・都市防災事業計画(地震等災害に強い安全・安心なまちづくりの推進)の策定
- ・洪水・津波ハザードマップの作成
- ・ 津波避難計画の策定
- ・総合防災訓練・緊急地震速報訓練の実施
- 2) 当商工会の取組
- ・事業継続計画の策定
- ・事業者BCP、事業継続力強化計画に関する国の施策の周知
- ・事業者BCP、事業継続力強化計画策定支援に向けた専門家派遣
- ・水災対策としてのビジネス総合保険の普及、推奨活動

## Ⅱ 課題

現状では、緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。 更には、保険・共済などリスクマネジメントに関して助言、指導・支援を行える職員が不足しているといった課題が浮き彫りになっている。

#### Ⅲ 目標

小規模事業者に対して災害リスクの認識を促すとともに、事前の計画策定等を支援する。

計画名	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
事業継続力強化計画	3 社	3 社	5 社	5 社	5 社
事業継続計画 (BCP)	_	_	1 社	1 社	1 社

- ・巡回、セミナー開催等により地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と松茂町との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後、速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連絡体制を平時 から構築する。

#### ※ その他

・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに徳島県へ報告する。

#### 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

- (1) 事業継続力強化支援事業の実施期間(令和4年4月1日~ 令和9年3月31日)
- (2) 事業継続力強化支援事業の内容

本会では、多発する自然災害や事故・病気など、日々の様々な経営リスクから企業を守り事業継続を 支援する。支援にあたっては、本会と松茂町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業に取り 組む。

#### < 1. 事前の対策>

「松茂町地域防災計画」と当計画との整合性を図り、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

- 1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知
- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策(事業休業への備え、水災保障等の損害保険、共済加入等)について説明する。
- ・会報や町広報、ホームページ、フェイスブックページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策 の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP(即時に取組可能な簡易的なものを含む)の策定による実効性 のある取組みの推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹

介、損害保険の紹介等を実施する。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

本会は、令和3年度に事業継続計画を作成(別紙参照)

3) 関係団体等との連携

関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

巡回指導時に、小規模事業者の事業者BCPの策定及び取り組み状況を確認する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

自然災害(マグニチュード7の地震)が発生したと仮定し、当町との連携体制を確認する(訓練は必要に応じて実施する)。

## < 2. 発災後の対策>

自然災害等による発災時には、人命救助に最優先で取り組み、そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

## 1) 応急対策の実施可否の確認

発災後1時間以内に職員の安否報告を行う。

(SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)等を当会と松茂町で共有する。)

- 2) 応急対策の方針決定
- ・当会と松茂町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。 (豪雨における例)職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、1日以内に情報共有する。

## (例:被害規模の目安は以下を想定)

・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」			
等、 比較的軽微な被害が発生している。			
・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」			
等、大きな被害が発生している。			
・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通			
網が遮断されており、確認ができない。			
・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」			
等、 比較的軽微な被害が発生している。			
・地区内 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」			
等、大きな被害が発生している。			
・目立った被害の情報がない。			

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものと考える。

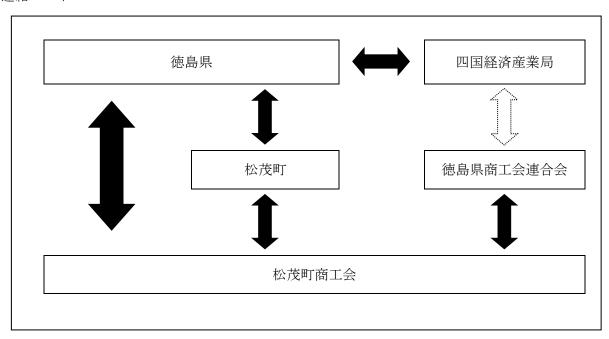
・本計画により、当会と松茂町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後~1週間	1日に3回共有する
1週間~2週間	1日に2回共有する
2週間~1ヶ月	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

## <3. 発災時における指示命令系統・連絡体制>

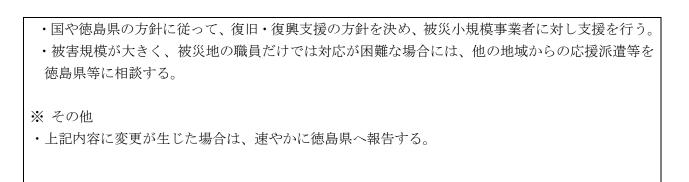
- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と松茂町は被害状況の確認方法や被害額(合計、建物、設備、商品等)の算定方法について、 あらかじめ確認しておく。
- ・当会と松茂町が共有した情報を、徳島県の指定する方法にて当会または松茂町より徳島県へ報告する。

## ※連絡ルート



## < 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援>

- ・相談窓口の開設方法について、松茂町と相談する(当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する)。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策(国や都道府県、市町村等の施策)について、地区内小規模事業者 等へ周知する。
- < 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援>

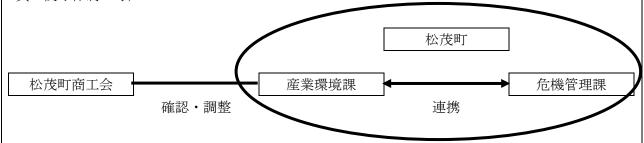


事業継続力強化支援事業の実施体制

#### 事業継続力強化支援事業の実施体制

(R4年1月現在)

(1) 実施体制(商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制/経営指導員の関与体制等)



- (2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制
- ①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 道上幸将(連絡先は後述(3)①参照)

- ②当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度 等)
  - ・本計画の具体的な取組の企画や実行
  - ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ(1年に1回以上)
  - ・他の職員への指導、助言等スキル向上支援
- (3) 商工会/商工会議所、関係市町村連絡先
- ①商工会/商工会議所

松茂町商工会

〒771-0220 板野郡松茂町広島字東裏 32-5

TEL:088-699-3574 / FAX:088-699-7276 / E-mail:tsci2000@tsci.or.jp

②関係市町村

松茂町役場 産業環境課

〒771-0295 板野郡松茂町広島字東裏 30

TEL:088-699-8714 /FAX:088-699-2141/E-mail:sangyou@matsushige.i-tokushima.jp

松茂町役場 危機管理課

〒771-0295 板野郡松茂町広島字東裏 30

TEL: 088-699-8725 /FAX: 088-699-6010/E-mail: kikikanri@matsushige.i-tokushima.jp

## ※その他

・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに徳島県へ報告する。

## (別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
必要	な資金の額	300	300	300	300	300
	・専門家派遣	100	100	100	100	100
	・セミナー開催費	100	100	100	100	100
	・パンフ等作成費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

会費収入、国・県・町補助金、事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載する。

# (別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携 して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所
並びに法人にあっては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
*声性 1 マ東米 5 字 佐 ナ 7 老 の 処 割
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等